

試験会場持込み不可

編集 国土交通省住宅局建築指導課
建築技術者試験研究会

基本建築関係法令集

〔法令編〕

令和3年版〔官報正誤〕

収録締切日以降において、以下の法令等の「正誤訂正」が行われていますので、本編の該当頁部分を訂正のうえご使用いただくようお願いいたします。

井上書院

試験会場持込み不可

〔平成27年2月23日国土交通省告示第255号〕
建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の
構造方法等を定める件

(787頁：上から5行目)

「 $ai = \max \left\{ 1280 \left(\frac{qb}{\sqrt{\sum (Ai Li)} \sqrt{fop}} \right)^{2/3}, 460 \right\}$ 」は

「 $ai = \max \left\{ 1280 \left(\frac{qb}{\sqrt{\sum (Ai Li)} \sqrt{fop}} \right)^{2/3}, 460 \right\}$ 」の誤り。

(794頁：下から1行目)

「 $t \text{ travel}, i = \sum \left(\frac{L_1}{60} + \frac{L_2}{vfb} \right) + \frac{L_1 + L_2}{40} + \frac{Lf}{vf}$ 」は

「 $t \text{ travel}, i = \sum \left(\frac{L_1}{60} + \frac{L_2}{vfb} \right) + \frac{L_1 + L_2}{40} + \frac{Lf}{vf} + 6$ 」の誤り。

石綿障害予防規則（抄）

(1723頁：下から14行目)

「四 前項第二号又は第三号に掲げる作業にあつては、当該工事に係る請負代金の額」は

「四 前項第二号又は第三号に掲げる工事にあつては、当該工事に係る請負代金の額」の誤り。